

重要

※必ず保護者に渡してください。

家計急変

京都府奨学のための給付金のお知らせ

【国・公立高等学校等在籍生徒の保護者用】

保護者等(全員又は一方)に令和7年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税されていたが、令和7年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税された保護者等に家計急変(失業等。ただし定年退職は対象外)が発生し、家計急変後の保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の保護者等に対し、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】家計急変として申請・受給できる方 基準日(※)現在、次の①～⑤を、全て満たす方

- ① 保護者等(全員又は一方)に令和7年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税されていたが、令和7年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税された保護者等に家計急変(失業等。ただし定年退職は対象外)が発生し、家計急変後の保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住していること。
※保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 高校生等が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給対象校に在学していること。
※高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格のある高校生等の保護者が対象です。
- ④ 高校生等が以下の資金の給付を受けていないこと。
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等に対する見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高齢生等で給付を受けている場合を除く。)
- ⑤ 高校生等が、通算3回(定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回)以上、本給付金の給付を受けていないこと。
※ただし、学び直し支援金受給者については、通算4回(定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は最大6回)以上

※ 基準日

令和7年1月1日から7月1日までに家計急変が発生した場合	7月1日
7月2日以降に家計急変が発生した場合	家計急変発生日等

【2】保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例

(1) 会社員の方(給与収入)

世帯構成※	年収見込	世帯構成※	年収見込
3人世帯	2,216,000円未満	5人世帯	3,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満	6人世帯	3,704,000円未満

(2) 自営業の方(事業所得)

世帯構成※	所得見込	世帯構成※	所得見込
3人世帯	1,470,000円以下	5人世帯	2,170,000円以下
4人世帯	1,820,000円以下	6人世帯	2,520,000円以下

※世帯構成 = 本人・控除対象配偶者・保護者等の扶養親族等全員の合計人数

【3】提出期限及び提出先

令和7年7月25日(金)

在学校へ提出してください。

【４】給付金額

対象高校生等		給付年額	家計急変の給付額
保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当と認められる世帯	1 通信制以外の高等学校に通う高校生等 【全日制、定時制】	143,700円	7月2日以降に家計急変となった場合は「令和8年3月までの月数」に応じて、月割支給となりますので、左記の年額と異なります。
	2 通信制の高等学校等に通う高校生等 【通信制】	50,500円	

○高校生等＝京都府奨学のための給付金の対象となる高校生等です。

【５】申請に必要な書類

必要な書類
申請書(家計急変)(第1号の2様式)
給付金振込先口座の通帳のコピー (金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・名義が記載されているページ)

+

家計の状況を確認する書類	必要な者	左記の例
①家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類	家計急変が生じた保護者等の分	離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出等 いずれか1つのコピー
②家計急変前の収入が確認できる書類	保護者等全員分 (控除対象配偶者は省略可)	令和7年度課税証明書等(コピー)
③家計急変後の収入が確認できる書類	保護者等全員分 (失業等で無収入の場合を除く)	【会社員の方:例】家計急変後3ヶ月分の以下A又はB(組み合わせは自由) A:給与明細書(コピー) B:会社作成の給与見込(原本) 組み合わせ例:Aのみ3ヶ月分、A1ヶ月分+B2ヶ月分、A2ヶ月分+B1ヶ月分
		【自営業の方】家計急変後に作成した以下A又はBのいずれか A:税理士又は公認会計士の作成した証明書類(原本) B:年間収支見込計算書(京都府様式)＋「経営不振の事由により公共的団体等から融資等を受けていることが確認できる書類(※)」 ※持続化給付金申請(画面コピー)又は給付通知書(コピー)、金融機関への借入申込書(コピー)又は融資決定書類(コピー)等

- 申請後、申請事項(住所・口座名義等)に変更が生じた場合は、変更届出の提出が必要です。
届出は学校より入手してください。

【６】家計急変の確認方法

「【５】申請に必要な書類」の家計の状況を確認する書類①～③等により、家計急変発生後1年間の保護者等(親権者全員)の年間収入を推計し、「保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税」に相当すると認められる世帯であることを確認します。

【7】申請書の記入・留意事項

記入上の注意

- ・ 基準日（令和7年7月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 消せるボールペン、修正テープ、修正液は使用しないでください。
- ・ 訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 申請書類の記入方法等は在学学校にお問い合わせください。

- はじめの5点を確認の上、□に✓チェック（✓点がない場合、申請は受付できません。）
- ◆ 京都府のその他の奨学金等について、奨学のための給付金を受給した場合、支給額が調整されるものがあります。該当の奨学金等から奨学のための給付金の受給状況について照会があった場合、その求めに応じて、受給状況を回答します。

1 申請者に関する事項

- ◆ 申請者は、生徒ではなく保護者等です。
保護者（親権者）2名（父・母）のうち、代表する1名を申請者としてください。
- ◆ 給付金の振込口座は、申請者の名義の口座にしてください。（やむをえず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状の提出が必要です。）

2 高校生等に関する事項

- ◆ 「前籍校（高等学校等）における在学期間」欄は、申請時点で在学中の学校から新しい順に記入してください。（中学校以前の在学学校については、記入していただく必要はありません。）
- ◆ 「奨学のための給付金」を受給した回数を該当の□に✓チェックしてください。

3 保護者等に関する事項

- ◆ 生徒の保護者全員（申請者を含む。）の氏名・フリガナ等を記入してください。
- ◆ 保護者のいずれかの住所が京都府でない場合は、その理由を記入してください。
※世帯の生活の本拠地が京都府でない場合は、生活の本拠地とする都道府県へ申請してください。また、保護者のうち一方でも、海外在住等で課税証明書が発行されない場合は、対象外となる場合があります。

4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について

- ◆ 提出する証明書等について、当てはまる□に✓チェックしてください。

5 家計の急激な変動について

- ◆ 「家計の急激な変動」とは「家計急変」のことです。
- ◆ 家計の急激な変動が生じた日は失業日等（減収の場合は給料日や売上の締め日、月次決算日等）
- ◆ 家計急変の理由を必ず記入してください。
- ◆ 申請後、支給決定までの間に収入が増額となるなど、状況に変更があった場合は直ちに申し出てください。

6 基準日現在の扶養状況の確認

- ◆ 保護者等の扶養親族等全員分（生徒本人を含む。）を扶養誓約書に記入してください。
- ◆ 「扶養」とは健康保険上の扶養を指します（税法上の扶養ではありません。）。
- ◆ 2で記入した生徒本人についても、保護者等の扶養親族となるのであれば、扶養誓約書に記入してください。

7 在学状況等に関する証明

- ◆ 在学されている学校で記入するため、申請者の方は記入しないでください。
- ◆ 基準日（7月1日又は家計急変発生日等）現在に在学する学校の校長による証明となります。

8 給付金の振込先口座

- ◆ 支給決定後、「京都府奨学のための給付金」を振り込む口座になります。申請者本人（生徒ではなく申請者です。）の口座を記入してください。
- ◆ やむを得ず、申請者以外の口座を希望する場合、申請者の委任状が必要です。委任状は学校から入手し、学校へ提出してください。
- ◆ ゆうちょ銀行でも振込は可能ですが、口座番号や支店名の記入誤りがないよう注意してください。支店名は、四四八など漢数字になります。通帳に記載されていない場合は、ゆうちょ銀行ホームページや取引郵便局で確認していただくようお願いします。
- ◆ 振込口座のコピーを添付してください。（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・名義が分かる部分のコピー）

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（国・公立担当）
京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係（電話：０７５－４１４－５０４３）